

大分県林地開発許可制度実施規則

大分県農林水産部

大分県林地開発許可制度実施規則

昭和50年5月10日 大分県規則第25号

(趣旨)

第1条 森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の2に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)の許可の手續等に関しては、法、森林法施行令(昭和26年政令第276号)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件(昭和37年農林省告示第851号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(開発行為の許可申請に添付する図面)

第2条 省令第4条に規定する位置図及び区域図は、次に掲げるとおりとする。

- 一 位置図 開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 区域図 次の事項を明示した縮尺五千分の一以上の図面
 - イ 開発行為に係る森林の土地の区域(以下「開発地区」という。)及び開発行為をしようとする森林の区域(開発地区及び当該地区に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下「開発対象区域」という。)
 - ロ 開発地区及び開発対象区域を明示するのに必要な範囲内における県界、市町村界又は市町村の区域内の町若しくは字の境界
 - ハ 開発地区及び開発対象区域に係る土地の地番及び形状

(開発行為に関する計画書)

第3条 省令第4条第1号に規定する計画書の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開発行為に係る事業又は施設の名称
- 二 開発対象区域の面積
- 三 現況図(地形、林況、開発対象区域の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面)
- 四 流域現況図(流域の地形、土地利用の実態、河川の状況(河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等)等を示す図面)
- 五 利用計画図(切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面)
- 六 法面の断面図(法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面)並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量並びにその根拠となる資料
- 七 防災施設等設計図(擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面)及び設計根拠
- 八 建築物等の概要図
- 九 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積並びに植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持及び管理の方法(残置し、又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定書等を添付すること。)
- 十 一時的利用の場合には、利用後の現状回復方法
- 十一 開発行為の施行工程
- 十二 開発行為に要する資金の額及びその調達方法
- 十三 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
- 十四 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

(開発行為の許可の基準)

第4条 知事は、法第10条の2第1項の許可に係る申請に関し、同条第2項各号に規定する事項に該当しないかどうかの審査をするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 一般的事項

- イ 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
- ロ 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。
- ハ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。
- ニ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
- ホ 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること。）が明らかであること。
- ヘ 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- ト 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。
- チ 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。
- リ 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによつて周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。
- ヌ 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し、又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

二 法第10条の2第2項第1号の災害の防止に関する事項

- イ 開発行為が原則として現地形にそつて行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。
- ロ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な個所で行われること並びに切土、盛土又は、捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質及び法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。
- ハ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配がロの規定に適合しない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。
- ニ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。
- ホ 開発に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

へ 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

ト 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

チ 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、当該災害を防止する施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

三 法第10条の2第2項第1号の2の水害の防止の機能に関する事項

イ 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

四 法第10条の2第2項第2号の水源のかん養の機能に関する事項

イ 他に適地がないこと等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

ロ 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

五 法第10条の2第2項第3号の環境の保全の機能に関する事項

イ 開発行為をしようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

ロ 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

ハ 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

(許可書の交付)

第5条 知事は、法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可をしたときは、林地開発許可書(第1号様式)を申請者に交付するものとする。

(標識の掲示)

第6条 法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者(以下「開発者」という。)は、開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで開発対象区域内の見やすい場所に開発許可済標識(第2号様式)を掲示しなければならない。

(工事着手届)

第7条 開発者は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届出書(第3号様式)に工事仕様書を添付して知事に提出しなければならない。

(工事完了届)

第8条 開発者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事完成図及び工事完成写真
- 二 工事施行途中における記録写真
- 三 前2号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

(工事の完了の確認)

第9条 知事は、前条の規定により工事完了届出書が提出されたときは、速やかに当該届出に係る工事の施行結果に関する確認を行うものとする。

(開発行為の計画変更)

第10条 開発者は、許可に係る開発行為の計画を変更しようとするときは、林地開発変更許可申請書（第5号様式）に変更後の区域図及び計画書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第2条及び第3条の規定は、前項の区域図及び計画書の作成について準用する。

(災害発生の届出等)

第11条 開発者は、開発対象区域内において災害が発生した場合は、直ちに必要な措置を採るとともに、災害発生届出書（第6号様式）を知事に届け出なければならない。

2 開発者は、前項に規定する災害に係る復旧工事を完了したときは、災害復旧報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(開発行為の中止等)

第12条 開発者は、開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、林地開

中止
開発行為届出書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該開発対象区域の現況を撮影した写真
- 二 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書
- 三 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

3 開発者は、第1項の規定により中止した開発行為を再開しようとするときは、林地開発行為再開届出書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(開発行為の承継の届出)

第13条 開発行為に係る事業について開発者から当該事業を譲り受けたとき、若しくは開発事業について相続があつたとき、又は開発者たる法人が合併したときは、当該譲受人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なく林地開発行為地位承継届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があり、又は開発者たる法人の合併があつたことを証する書類
- 二 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

(開発行為の工期遅延)

第14条 開発者は、開発行為の工期を遅延するときは、林地開発行為工期遅延届出書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(開発者の住所又は氏名の異動)

第15条 開発者は、その住所又は氏名の異動があったときは、開発者^{住所}異動届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
氏名

(開発行為の施行状況の調査)

第16条 知事は、必要と認めるときは、開発行為の施行状況に関する調査を行うことができる。

(申請書、報告書又は届出書の経由及び提出部数)

第17条 省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、報告書又は届出書は、当該申請、報告又は届出に係る開発対象区域を所管する振興局長を経由しなければならない。

2 第10条の申請書、報告書及び前項の届出書の提出部数は、2部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、その部数を増加することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和64年 規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年 規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年 規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 規則第33号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年 規則第38号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

林 地 開 発 許 可 書

指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請の林地開発行為については、森林法第10条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

大分県知事

印

1 開発地区の所在場所

2 開発地区の面積

3 開発行為の目的

許 可 条 件

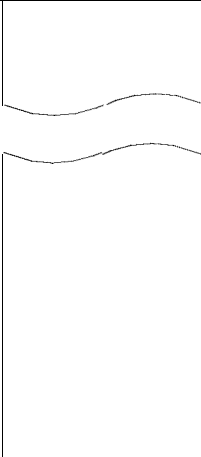
次に定める条件に違反した場合は、この許可を取り消すことがあります。

(1)

(2)

(3)

第2号様式（第6条関係）

90センチメートル以上		
林地開発許可済		
許可年月日・番号	年 月 日大分県指令 第 号	
許可を 受けた者	住 所	
	氏 名	
工 事	住 所	
	氏 名	
施 行 者	現場管理者	
開発地区の所在場所		
開発地区の面積		()
開発行為の目的		
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
		60センチメートル 以上
		120センチメートル 以上

- 備考 1 材質は、木版又はトタン板とし、表面は白地とすること。
 2 開発地区の面積の括弧欄に開発区域を記入すること。

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

開発行為に関する工事に着手したので、大分県林地開発許可制度実施規則第7条の規定により届け出ます。

開発許可年月日・番号	年 月 日 大分県指令 第 号	
開発地区の所在場所		
開発地区の面積		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日	年 月 日	
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	電話
現 場 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	電話

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 } 印
法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

開発行為（ 年 月 日大分県指令 第 号）に関する工事が完了したので、大分県林地開発許可制度実施規則第8条の規定により届け出ます。

開発地区の所在場所		
開発地区の面積		
開発行為の目的		
工事完了年月日		
工事 施 工 者	住 所	年 月 日
	氏 名	

林地開発変更許可申請書

年 月 日

知事 殿

届出者

住 所

氏 名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 } 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので、申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。
- 3 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

年 月 日付け指令 第 号で許可された開発行為に起因する災害が発生したので、大分県林地開発許可制度実施規則第11条の規定により届け出ます。

災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 区 域	
災 害 発 生 の 原 因	
被 災 の 状 況	
復 旧 の 方 法	
復旧完了予定年月日	年 月 日

災 害 復 旧 報 告 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

年 月 日付けで届け出た災害に係る復旧を完了したので、大分県
林地開発許可制度実施規則第11条の規定により報告します。

災害発生年月日	年 月 日
災 害 の 内 容	
災害発生の原因	
復 旧 の 内 容	
復旧完了年月日	年 月 日

林地開発行為^{中止}届出書_{廃止}

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 } 印
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日付け大分県指令 第 号で許可された林地開発
行為を^{中止}したいので、次のとおり届け出ます。_{廃止}

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の中止 又は廃止の年月日	年 月 日
開発行為の中止 又は廃止の理由	
開発行為の 施行状況	
開発行為の中止 又は廃止に伴う 開発行為に係る 区域の防災等の措置	

林地開発行為再開届出書

年 月 日

知事 殿

届出者

住 所

氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を再開したいので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
中 止 年 月 日	年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日
再 開 の 理 由	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称] 印
 及び代表者の氏名

森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可の地位を承継したので、大分県
 林地開発許可制度実施規則第13条の規定により届け出ます。

許可を受けた者 の住所及び氏名	住 所 氏 名	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
開 発 行 為 の 目 的		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 大分県指令 第 号
承 継 の 理 由		
承 継 年 月 日		年 月 日

林 地 開 発 行 為 工 期 遅 延 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称] 印
[及び代表者の氏名]

年 月 日付け大分県指令 第 号で許可された開発行為
の工期を遅延したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第 1 4 条の規定によ
り届け出ます。

開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の所在場所	
進 ち ょ く 率	
遅 延 期 間	
遅 延 理 由	

開 発 者 住 所 異 動 届 出 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称]
[及び代表者の氏名]

年 月 日付け指令 第 号で許可された開発行為について
次のとおり住所に異動が生じたので、大分県林地開発許可制度実施規則
第 1 5 条の規定により届け出ます。

開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の所在場所	
新 住 所 氏 名	
旧 住 所 氏 名	
そ の 他	